



ご利用ください!!

「マイナンバーカード出張申請」



主な内容

地域のことを考えよう！

地域予算とは？ … 4

市民活動を支援します！

市民活動支援補助金 … 5

9月は『茨城県認知症を知る月間』です

地域で支える『認知症』 … 8

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)
の医療費の窓口負担割合が変わります … 10

「公園・緑地の里親」募集

「道路の里親」募集 … 20

今月の表紙

8月12日、二所ノ関部屋を訪問し「マイナンバーカードの出張申請」を行いました。

町民課では、町内の企業や町内で活動する団体等に町職員が訪問し、マイナンバーカードの申請手続きを行う出張申請を行っています。顔写真の無料撮影も行いますので、ぜひご利用ください。



※詳細は3ページ「マイナンバーカードを申請しませんか？ あなたの職場や行政区、各種団体に出張します！」をご覧ください

人口と世帯

総人口 49,493人 (+ 36)
男性 24,734人 (+ 32)
女性 24,759人 (+ 4)
世帯数 21,286世帯(+ 40)

8月1日現在、常住人口ベース
※()内は前月比、総務課調べ

町ホームページ 情報発信中！

町公式ホームページにおいて町の情報を発信しています。



防災行政無線 フリーダイヤル

防災行政無線で放送された内容は、下記フリーダイヤルの電話番号から確認することができます(通話料は無料です)。

☎0120-131-813

あみメール登録 お願いします

スマートフォン等で

t-ami@sg-m.jpまで空メールを送信していただくか、右記二次元コードを読み取り、専用サイトから登録してください。



Twitter YouTube 情報発信中！

町公式YouTubeチャンネル、町公式Twitterにおいても町の情報を発信しています。

▼Twitter



▼YouTube



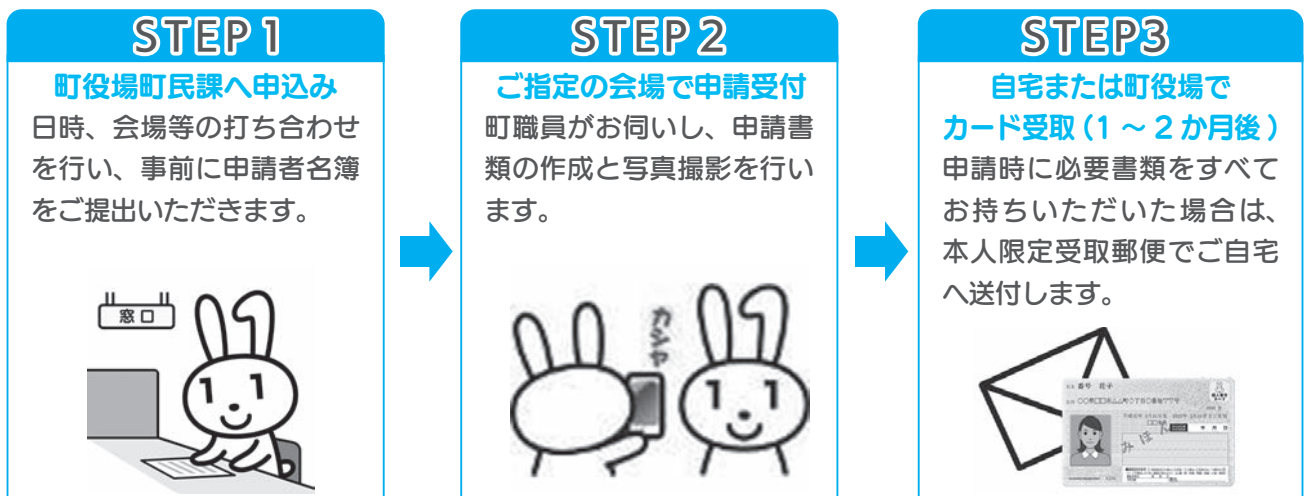
マイナンバーカードを申請しませんか？

あなたの職場や行政区、各種団体に出張します！

町民課 ☎888-1111(126・127)

お申込みいただいた企業や行政区等の団体に町民課の職員が出張し、マイナンバーカードの申請手続きを行います。申請時に必要書類をお持ちいただければ、本人限定受取郵便でご自宅へ送付することもでき、町役場へ出向くことなくカードを受け取ることができます。手続きは1人あたり約10～15分、顔写真の無料撮影も行いますので、ぜひ、ご利用ください。

出張申請受付の流れ



※実施日時は平日午前10時～午後4時の範囲内で、打ち合わせのうえ決定します。希望日の2週間前までにお申込みください

申込条件

- ▼町内の企業・行政区・町内で活動する団体等であること、かつ申請予定者が5人以上見込まれること(申請は、町に住民登録があり、マイナンバーカードの交付申請を行っていない人が対象です)
- ▼申込団体において、申請会場や机・椅子などを用意できること
- ▼申込団体において、申請希望者のとりまとめや申請書類等の配布、町役場へ申請者名簿の提出ができること
- ▼申込団体において、申請受付当日に申請者の誘導・案内が行えること

マイナンバーカード未取得者への交付申請書の再送付について

地方公共団体情報システム機構(J-LIS)より、7月末から9月上旬にかけて、マイナンバーカードの未取得者のうち交付申請を行っていない人を対象に二次元コード付き交付申請書が順次送付されます。届いた申請書で、スマートフォンやパソコンからオンライン申請、または同封されている封筒を利用して郵送での申請ができます。

最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込みにはマイナンバーカードが必要です。

なお、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなります。申請期限が近づきますと、申請の急増が見込まれます。申請から交付までお時間がかかることが予想されるため、早めの申請がおすすめです。

送付対象の人

マイナンバーカードの未取得者のうち交付申請を行っていない人で、次の項目に該当しない人が対象です。

- ▼令和3年10月31日時点で75歳以上の人(令和3年度に後期高齢者医療広域連合より送付されているため)
- ▼令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された人
- ▼在留期間の定めのある外国人住民の人

※すでに申請済みまたは受取済みの人にも送付される可能性があります。その場合、届いた申請書は破棄してください

地域のことを考えよう！

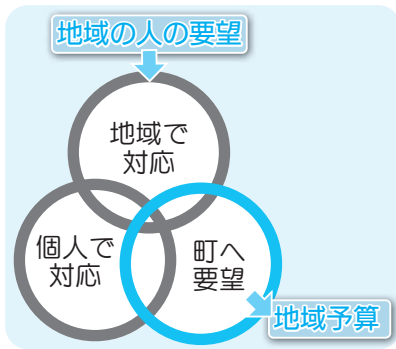
住みたい地域って
どんな地域？

地域予算

とは？

町民活動課 ☎ 888-1111 (272)

■要望の例
令和3年度に各地域から挙



■要望の視点
「地域や行政区で対応できないか」、「個人で対応できないか」、「町に要望しないと実現できないか」といった視点で検討します。

■仕組み
各地域（小学校区単位）に代表者が集まる「地域づくり会議」を設置し、自分たちの住んでいる地域を良くするための話し合いを行い、地域で解決できないものを町に予算要望する制度です。

町では地域の声を聴き、町民の皆さんが地域のことを考えるきっかけになるよう、「地域予算制度」を進めています。

▼制度の進め方

行政区ごとに「地区委員」を選出します

※地区委員:要望を取りまとめ、会議に出席する委員

1 行政区で要望をまとめる

区民からの要望

〇〇があったら良いな
〇〇で困っている 等

①行政区ごとに区民から要望を集めます

行政区の要望

②集められた要望の中から、行政区として要望するものを決めていきます

2 地域づくり会議で要望をまとめる

A 行政区の要望

B 行政区の要望

C 行政区の要望

①行政区の要望を持ち寄り、地域づくり会議としての要望（地域予算を活用する要望）を決めます

地域づくり会議の要望

②「地域予算要望書」を町長に提出！

✓地域の声が町に届く

✓地域のことを地域で考える

げられた要望は、次のようなものがあります。

- ▼防犯カメラの設置
- ▼公園にベンチを設置
- ▼広報掲示板の設置
- ▼防災用品の配布 など

ほかにも地域の状況に応じたさまざまな要望が出されました。



▲広報掲示板

■令和4年度の地域づくり会議
現在、町内の9つの地域づくり会議で話し合いが進められているところです。
12月までに要望をまとめ、令和5年度の予算に反映させる予定です。

市民活動を支援します！

～市民活動支援補助金～



町民活動課 ☎ 888-1111 (272)

町では、地域の活性化や地域課題の解決を図るために町民の皆さんが自発的に取り組む公益的な社会貢献活動を「市民活動支援補助金」によって支援しています。

今年度は、以下の5事業が補助事業として認められました。認められた事業は、順次活動を開始しています。1年間の活動が終了したのち「事業成果報告会」を開催し、補助事業の成果を発表していただく予定です。

補助金の審査では、申請団体がプレゼンテーションを行います。

(5月17日 事業提案説明会)▶



令和4年度『市民活動支援補助金』補助決定事業

事業名	団体名	事業概要
障害者等との手仕事事業	NPO 法人いろいろ	障害者が手仕事や「さをり織り」の技術を身に付け、そのことを活かした地域交流イベントを開催する。
音の楽しさを届ける事業♪	おんがくクラブ	音楽を届けることを目的として、保育所や施設(障がい者、高齢者)などを訪問して演奏をする。
子ども食堂による子育て支援事業	ホープあみ子ども食堂	生活が苦しい世帯の子どもたちを対象とした、子ども食堂を実施する。
夏休みでも美味しく温かみのある食を町民の皆様に味わっていただく事業	認定 NPO 法人青少年の自立を支える会シオン	障害者就労継続支援 B 型事業所の利用者による食堂を運営し、お弁当の販売および配達を行う。
子ども食堂による福祉支援事業	子ども食堂・フレッシュ AMI	子ども食堂を通じて、子どもたちが暖かく、明るい家庭で生活を送ることを支援する。

※本補助金に関する詳細は、町ホームページ (<https://www.town.ami.lg.jp/0000010278.html>) をご覧ください

町民活動センターでは市民活動団体の活動支援、情報提供・交流・相談等を行っています

▼所在:阿見町阿見 2958 マイアミ・ショッピングセンター 3階 ▼電話・FAX:888-2051

▼開所時間:午前10時～午後9時 ※毎週月曜日および年末年始は休所

▼ホームページ:<https://ami-cac.org/> ※右記の二次元コードからアクセスできます→



町動物愛護協議会からのお知らせ

町動物愛護協議会（事務局：生活環境課）は、人と動物の共生できるまちづくりを目指し、動物愛護の啓発活動や町で保護された犬や猫の譲渡会などの活動に取り組んでいる団体です。

生活環境課 ☎888-1111 (252)

町動物愛護協議会から皆さまへのお願い

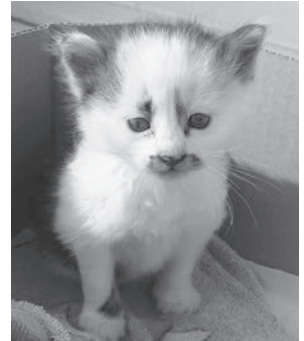
■ 飼い主のいない猫に餌やりをしている人へ

町では、飼い主のいない猫への餌やりについて、ご近所トラブルなどの問題が増えており大きな課題となっています。

飼い主のいない猫に餌を与えるだけの無責任な行為は、結果的に猫の数を増やし、ふん尿による被害や家財を損壊するなど、近隣に対して迷惑となります。

地域内で飼い主のいない猫の繁殖を防ぐためにも、猫を飼うときは屋内で飼養するとともに、不妊去勢手術をするなど、責任ある飼い方に努めましょう。

犬と猫については、町の不妊去勢手術費用補助金制度があります。詳しくは、生活環境課（役場庁舎 2 階）にお問い合わせください。



■ ボランティア募集中

協議会では、協力していただけるボランティアを募集しています。

協力例：▼ 迷い犬や幼猫を一時保護した際の自宅での預かり

▼ 役場で一時保護している犬のお世話

▼ 災害時に避難所へ同行避難をした犬猫に関する補助

犬猫が好きで、ご協力いただくことができる人は、町動物愛護協議会事務局（生活環境課内）までご連絡ください。

■ 募金活動・物品寄付受付のお知らせ

協議会では、迷い犬や幼猫などの小さな命を救うために募金活動を行っています。集められたお金は、犬や猫の餌、トイレなどの経費や医療費などに充てられます。募金箱は生活環境課（役場庁舎 2 階）窓口に設置してありますので、皆さまの温かいご協力をお願いします。

9月1日は「霞ヶ浦の日」です

県では、霞ヶ浦の水質汚濁の進行を防ぐために制定された「茨城県霞ヶ浦の富栄養化の防止に関する条例」（現在は「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」）の施行（昭和 57 年 9 月）を記念するとともに、県民の水質浄化意識を高めるため、条例の施行日である 9 月 1 日を「霞ヶ浦の日」と定めました。

霞ヶ浦の汚れの原因のひとつは、炊事・洗濯・入浴など家庭からの生活排水です。水質を保全するためにも、日々の生活排水対策に取り組んでいただけるようお願いいたします。



▲ 湖水浴客で賑わう掛馬水泳場（昭和 40 年代）

私たちにできる霞ヶ浦浄化対策 10 ヶ条（概略）

- 1 台所では、目の細かいストレーナー・三角コーナー・水切りネットの設置等で細かいごみを取り除きましょう
- 2 天ぷらなどの廃油は、リサイクルの一環として回収を推進し、困難な場合には使い切るか固めたりしてごみとして出しましょう ※毎年 5 月と 11 月に使用済み天ぷら油回収事業を行っています。流しに流さず、回収事業を活用しましょう
- 3 食器は、適量の洗剤で洗い、アクリルたわしを利用しましょう
- 4 台所の調理くずは、コンポストなどで堆肥にしましょう
- 5 お風呂の残り湯は、有効に使いましょう
- 6 水路や側溝などを定期的に清掃しましょう
- 7 川や湖、側溝にごみを捨てないようにしましょう
- 8 庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう
- 9 下水道への接続や高度処理型浄化槽を設置しましょう
- 10 浄化槽は、定期的に点検・清掃・検査をしましょう

秋の交通事故防止

生活環境課交通防犯係 ☎888-1111 (253・713)

9月は、交通事故防止の強化月間となっており、「秋の全国交通安全運動」、「高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日」、さらに「交通事故死ゼロを目指す日」が定められています。

交通事故防止は交通ルールの遵守、正しい交通マナーの徹底からです。皆さん一人ひとりが交通安全を徹底し、安全安心な街づくりを実現しましょう。

9月は交通事故防止強化月間です！！

9月19日 高齢者の交通事故防止に向けた県内一斉強調日

9月21日～30日 秋の全国交通安全運動



●運動重点

- ▼子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ▼夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止および飲酒運転の根絶
- ▼自転車の交通ルール遵守の徹底

●茨城県のスローガン

反射材 着けるぞ光るぞ 事故減るぞ



9月30日 交通事故死ゼロを目指す日

『その手で合図！ 止まってくれてありがとう大作戦』

茨城県警察は、信号機のない横断歩道での車の一時停止率を上げるために、「その手で合図！ 止まってくれてありがとう大作戦」と銘打ち、歩行者が手を上げ運転者に意思表示する取り組みを今年から進めています。

1 横断には「合図」と「感謝」を！

道路を横断する時は、大人も子どもも手で「合図」する等、横断する意思を明確にしましょう！ また、停止したドライバーに対しては、会釈等で「感謝」の意思を示しましょう！

2 横断歩道と反射材の利用を！

道路を横断する時は、横断歩道を利用しましょう！ また、夕方や夜間は反射材を着用して、交通事故を防止しましょう。

3 横断歩道は歩行者優先！

ダイヤモンドの路面標示の先には、横断歩道があります。ドライバーは、横断歩道を渡っている、または渡ろうとしている歩行者がいる時は、停止しなければいけません。

Check! **なぜ「合図」が必要なのか？**

ドライバーに横断することを合図で知らせれば横断歩行者の存在に気付きやすくなる。

Check! **なぜ「感謝」が必要なのか？**

ドライバーが横断歩行者から感謝を示されれば優しい心が生まれ、歩行者保護意識が向上する。

■黄色信号の注意

黄色信号は、信号が「もうすぐ赤に変わるので気をつけてください」「周りに注意しながら進んでもよい」という意味ではありません。道路交通法施行令では、黄色の灯火は、「1. 歩行者は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者は、すみやかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならないこと。2. 車両及び路面電車は、停止位置をこえて進行してはならないこと。ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接しているため安全に停止することができない場合を除く。」と規定されています。

正しい交通ルールを理解し、交通事故のないように気をつけましょう！

9月は『茨城県認知症を知る月間』です 地域で支える『認知症』

県では、誰もが認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族が安心して暮らすことができる地域づくりを目指し、毎年9月を「茨城県認知症を知る月間」として定めています。

高齢福祉課 ☎888-1111(743)

認知症は脳の病気です

認知症とは、さまざまな原因で脳の働きが悪くなり、記憶力や判断力などが低下し、日常生活にまで支障が出る状態で、アルツハイマー型認知症、脳血管性認知症などのさまざまな原因により発症します。通常の老化による衰えとは違います。

●認知症の症状

記憶障害や理解力・判断力の障害など、脳障害そのものが引き起こす「中核症状」と、中核症状に、不安やあせり、心身の不調、周囲の適切でない対応などが影響して起こる「行動・心理症状」があります。

行動・心理症状には個人差があり、周囲の人の接し方によって改善することもあります。

認知症の人との接し方

認知症になった人は、変化していく自分自身に不安な思いを抱いています。問題行動と言われる症状にも、本人の不安や動揺など、何らかのメッセージが隠れている事が多いと言われています。

●認知症の人への対応の心得・3つの「ない」

- ①驚かせない ②急がせない ③自尊心を傷つけない

認知症は早期発見が大切です

認知症の症状は、本人や周囲の人たちの気づかないところで徐々に進行しながら現れてきます。

認知症が疑われるサイン※チェックが入った項目が多いほど、認知症の可能性が高いです。

- 直前にしたことや話したことを忘れてしまうようになった
- 同じことを何度も言ったり、聞いたりするようになった
- 置き忘れやしまい忘れが目立つようになった
- 知っているはずの人や物の名前が出てこなくなった
- つじつまの合わない作り話をするようになった
- 以前にくらべ、ささいなことで怒りっぽくなった
- 身だしなみに気を使わなくなった
- 今まで好きだった趣味などへの興味や関心がなくなった
- 外出したり、人と会ったりするのをおっくうがり、嫌がるようになった
- 今までできていた家事、計算、運転などのミスが多くなった
- 日付や時間を間違えたり、慣れた道で迷ったりするようになった
- 財布が見当たらないときなど、「盗まれた」と、人を疑うようになった



認知症は、早期に気づき、治療に繋げることが大切です。今までと違うことに気づくことがあれば、町地域包括支援センターやかかりつけ医に、まずは相談しましょう。

●認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』

認知症の進行状況に応じてどのような医療や介護などの支援を受けられるかまとめています。

高齢福祉課や町地域包括支援センターにて配布しています。

▼町ホームページ: 認知症ケアパス『認知症あんしんガイド』

<https://www.town.ami.lg.jp/0000006181.html>



認知症ケアパス



認知症についての相談・連絡先:

阿見町地域包括支援センター（総合保健福祉会館「さわやかセンター」内）
☎887-8124（平日の午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く）

「気になる症状がある」「生活上の困りごとがある」「認知症についてもっと知りたい」など、認知症について気になることがあれば、お気軽にご相談ください。

●認知症初期集中支援チーム（認知症の早期診断・早期対応に向けた支援を行います）

認知症の専門知識を持つ職員で構成され、認知症または、その疑いがある人および家族を訪問し、困りごとをうかがい、一緒に解決策を考える活動をしています。

●認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守る応援者となる「認知症サポーター」の養成講座を行っています。講座は、地域や職場・学校などに講師が出向いて開くことができます。詳しくは、上記までお問い合わせください。

徘徊高齢者家族支援サービス事業

町内在住で65歳以上の徘徊が見られる在宅の高齢者を介護している家族に、GPS発信機の貸与や二次元コードシートの配布を行い、徘徊等の緊急時に迅速に対応できるように支援します。

※利用料金はかかりませんが、GPS発信機を紛失・破損した場合の費用や二次元コードシートの追加購入費用は個人負担となります

▼問合せ:高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111（内線142・743）
平日の午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く

認知症をもっと知るために

●町立図書館で認知症について学ぼう！

9月1日(木)から30日(金)まで、認知症についての書籍を集めた特設コーナーを設置しています。お子さんも楽しめる絵本などもありますので、ぜひご覧ください。



認知症を知るページ

●県ホームページ:「認知症を知るページ」にも認知症に関する情報が掲載されています

<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/choju/ninchi/index.html>

～「認知症講演会」参加者募集～

認知症の症状や治療についてお話しします。この機会に認知症について理解を深めませんか？

▼期 日 9月25日(日)

▼時 間 午後2時～午後3時30分

▼場 所 総合保健福祉会館「さわやかセンター」2階 大会議室

▼内 容 ▽講演:「認知症」ってなんだろう？

講師:県立医療大学付属病院 脳神経外科 鯨岡裕司先生

▽認知症に関する町事業の紹介

▼対 象 どなたでもご参加いただけます

▼募集人数 100人

▼受講料 無料

▼申込期間 9月20日(火)まで

▼申込方法 ①右記の町ホームページから申し込む ②電話または直接下記へ申し込む

▼申 込 先 町地域包括支援センター ☎887-8124

平日の午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く

▼そ の 他 新型コロナウイルス感染防止のため、当日は検温・マスク着用・手指消毒のご協力をお願いします

▼問 合 せ 高齢福祉課高齢福祉係 ☎888-1111（内線743）

平日の午前8時30分～午後5時15分 ※祝日を除く



町ホームページ

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)の医療費の窓口負担割合が変わります

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

▼ 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある人(75歳以上の人等)は、現役並み所得者窓口負担割合3割を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります

▼ 変更対象となる人は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の人です

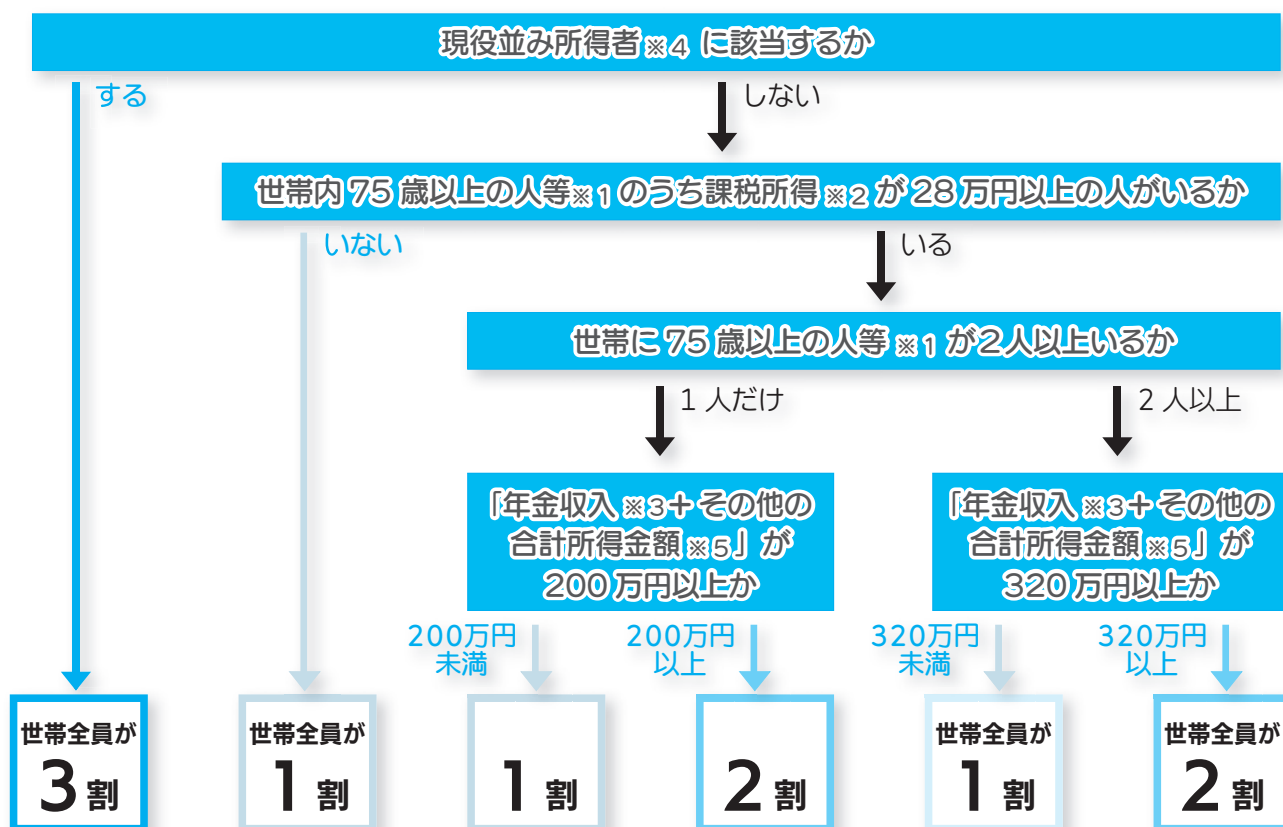
※ 住民税非課税世帯の人は基本的に1割負担になります

区分	医療費負担割合	区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割	現役並み所得者	3割
一般所得者等	1割	一定以上所得のある人	2割
		一般所得者等	1割

被保険者全体の約20%

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の人※1の課税所得※2や年金収入※3をもとに、世帯単位で判定します(2021年中の所得をもとに判定し、9月中に新しい被保険者証を送付します)。



- ※ 1: 65 ~ 74 歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた人を含みます
- ※ 2: 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除【基礎控除や社会保険料控除等】等を差し引いた後の金額）です
- ※ 3: 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません
- ※ 4: 課税所得 145 万円以上で、医療費の窓口負担割合が 3 割の人
- ※ 5: 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです

窓口負担割合が 2 割となる人には負担を抑える配慮措置があります

- ▼ 2022 年 10 月 1 日の施行後 3 年間（2025 年 9 月 30 日まで）は、2 割負担となる人について、1 か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を 3,000 円までに抑えます（入院の医療費は対象外）
 - ※ 同一の医療機関での受診については、上限額以上窓口で支払わなくてよい取扱い。そうでない場合は、1 か月の負担増を 3,000 円までに抑えるための差額を払い戻し
- ▼ 配慮措置の適用で払い戻しとなる人は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します

※ 配慮措置が適用される場合の計算方法（例：1 か月の外来医療費全体額が 50,000 円の場合）

①窓口負担割合 1 割のとき	5,000 円
②窓口負担割合 2 割のとき	10,000 円
③負担増（②－①）	5,000 円
④窓口負担増の上限	3,000 円
払い戻し等（③－④）	2,000 円

配慮措置

1 か月 5,000 円の負担増を
3,000 円までに抑えます。

2 割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、9 月中に茨城県後期高齢者医療広域連合から申請書を郵送します

申請書がお手元に届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

ご注意ください！

- ▼ 厚生労働省や地方自治体が、電話や訪問で口座情報登録をお願いすることや、キャッシュカード、通帳等をお預かりすることは絶対にありません
- ▼ ATM の操作をお願いすることは絶対にありません
- ▼ 不審な電話があったときは、最寄りの警察署や警察相談専用電話 ☎ #9110、または消費生活センター ☎ 188 にお問い合わせください



特定保健指導で あなたの生活習慣改善を 応援します!!

健康づくり課 (総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

■ 特定保健指導とは？

専門スタッフ (保健師や栄養士) があなたと一緒に無理なく実践できる生活習慣改善方法を考え、サポートする健康支援です。メタボ解消のチャンスでもあるので、いつまでも若々しく、健康的な生活を送るために、専門スタッフと一緒に生活習慣予防に取り組みませんか？

▼対象: 町国民健康保険加入者で今年度人間ドックや医療機関、集団健診等で特定健診を受けた結果、メタボリックシンドロームであった人またはその予備群の人です。対象となった人には、後日面談や教室等のご案内が郵送されます (集団健診を受けた場合は、健診当日にご案内します)

■ メタボリックシンドロームとは？

内臓まわりの脂肪が過剰に蓄積されて、からだに対していろいろな悪影響をおよぼし、生活習慣病にかかりやすくなった状態をいいます。そのままにしていると、動脈硬化を進行させ、心臓病や脳血管疾患などの命にかかわる病気を引き起こす危険を高めます。



■ 特定保健指導を受けると…

自分にあった 生活習慣改善の
目標が見つかる コツがつかめる

太りにくい生活習慣を
無理なく続けられる

■ 参加者の声

実施後、結果が出てさらに頑張ろうと思った

運動不足であることが分かった

食事の内容がよく分かった



特定健診・特定保健指導の流れ

特定健診 (40 ~ 74 歳)

▼腹囲: 男性 85cm 以上
女性 90cm 以上

または

▼BMI (肥満度): 25 以上

+

次の 3 つのうちいずれか 1 つでも該当

▼高血糖 (血糖値が高め)

▼高血圧 (血圧が高め)

▼脂質異常 (中性脂肪が高め)
(HDL コレステロールが低め)

+

▼喫煙歴がある

メタボなどの
リスク

リスク小

健康的な生活
習慣のための
情報提供

リスク中

リスク大

特定保健指導

●対象者には町からご案内します

※高血糖・高血圧・脂質異常で服薬等の治療をしている人は対象外になります

▼ 動機づけ支援

生活習慣を振り返り、自分で目標を設定するための支援を受けることができます

▼ 積極的支援

メタボを解消するための支援を一定期間、継続的に受けることができます

※ BMI とは肥満度を判定する指数です。BMI = 体重 (kg) ÷ 身長 (m) ÷ 身長 (m) で計算できます

特定健診と特定保健指導は、加入している医療保険者が実施することになっています。町国保以外にご加入の人は、各医療保険者にお問い合わせください。

妊産婦の 医療福祉費(マル福)制度



国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111(134・135)

妊産婦マル福制度とは、

町に住所があり、各種健康保険に加入している妊産婦の人で、所得が基準額未満(下表参照)の人に対し、保険診療となる医療費(※)を助成する制度です。なお、妊婦健診などの保険診療以外のものや入院時の食事代(標準負担額)は、マル福の助成対象となりません。

※柔道整復師などによる各種健康保険の適用となる施術も含まれます

■手続き方法

- ▼本人確認書類(運転免許証等) ▼母子健康手帳 ▼健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可)
- ▼印鑑 ▼妊産婦本人名義の金融機関の口座番号のわかるもの(預金通帳など)
- ▼転入した人は、本人および配偶者等それぞれの住民税課税証明書等(※) — を持参し、国保年金課窓口へ申請してください。該当となる場合には受給者証を交付します

※住民税課税証明書等は『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要と

なります(源泉徴収票は不可)。また、母子健康手帳の交付日によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

■医療機関等へのかかり方

▼県内の産婦人科の医療機関等を受診する場合:健康保険証と受給者証を提示し、マル福の自己負担金を支払ってください

妊娠の継続と安全な出産のため、産婦人科以外の診療科等での検査・診断・治療を要する場合は、産婦人科医療機関からの紹介があれば受給者証を使用できます

●マル福の自己負担金:医療機関ごとに

- ▼外来 1日600円、月2日1200円まで
- ▼入院 1日3000円、月3000円まで
- ▼保険薬局での調剤は自己負担なし
- ▼県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合:受給者証は、県内の産婦人科以外の医療機関等および県外の医療機関等を受診する場合は使用できません。そのため、一部負担金(3割)

▼妊産婦マル福の所得基準額

扶養親族数	本人・配偶者の所得(それぞれの所得は合算しません)	扶養義務者(同一世帯の父母や保険証の代表者等)
0人	622万円	1,000万円
1人	660万円	
2人	698万円	
3人以上	※扶養親族1人ごとに38万円加算	
所得から控除されるもの	8万円定額控除(社会保険料相当額)・医療費控除など ※給与所得または公的年金等に係る雑所得を有する人の定額控除は18万円	青色白色専従者控除・譲渡所得特別控除

を支払った後、▼受給者証を健康保険証(健康保険の資格のわかる証明書でも可) ▼領収書(原本に受診者の氏名・診療点数の記載のあるもの。コピー不可) ▼診療明細書または調剤明細書 ▼印鑑 ▼必要に応じて健康保険組合等からの療養費給付証明書または療養費支給決定通知書等 — を持参し、国保年金課窓口で医療福祉費の支給の申請をしてください。後日、お支払い

■利用できる期間

母子健康手帳の交付月の初日から出産月の翌月末日まで
▼申請手続きが遅れた場合は申請した月の初日からマル福に該当となります。そのため、母子健康手帳を交付されたときは、お早めにマル福の申請手続きを行ってください

いただいた一部負担金からマル福の自己負担金を除いた額を口座に振り込みます

年金を受ける時はお忘れなく

老齢基礎年金の裁定請求手続き

年金は、受けられる資格（10年以上の資格期間）があっても自動的に支払われるものではなく、自分で年金を受けるための手続き（裁定請求）をしなければなりません。この手続きは、加入していた年金の種類によって請求書の提出先が異なりますので、ご注意ください。

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

国民年金の老齢基礎年金の裁定手続きは、65歳の誕生日前に年金機構から送付される年金請求書（すでに厚生年金を受給している人は裁定請求書）を返送する事で請求手続きとなります。

厚生年金受給者は

特別支給の老齢厚生（退職共済）年金受給者は、65歳になる誕生日（1月生まれの場合は前月）に、日本年金機構から『裁定請求書』（はがき）が送付されますので、そのはがきを返送することで老齢基礎年金の請求となります。

繰上げ請求・繰下げ請求

老齢基礎年金は、60～64歳の間に期間を繰上げ請求することができます（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯減額支給）。また、令和4年4月から66歳到達以降の繰下げ請求については上限が70歳から75歳に引き上げられました（65歳で請求した時に支給される額から一定率で生涯増額支給）。※裁定請求する際の添付書類は請求者ごとに異なりますので事前に問い合わせてください

手続き方法等について、詳細は下記にお問い合わせください

▼町国保年金課 ☎888-1111 (136・137)

▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金制度は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるもので、令和元年10月1日に施行されました。受け取りには請求書の提出が必要です。

●対象となる人（それぞれの年金受給者のうち下記の要件をすべて満たす人）

▼老齢基礎年金受給者の場合

- ① 65歳以上である
- ② 世帯全員の市町村民税が非課税
- ③ 年金収入額とその他の所得額が約881,200円以下

▼障害基礎年金・遺族基礎年金受給者の場合

- ① 前年の所得額が約4,721,000円以下（※扶養親族の数により金額は変動します）

■該当の人は申請手続きを

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場年金窓口で請求手続きをしてください。いままでに受給していなかった人でも世帯構成の変更（世帯分離、ご家族の転出等）によって新たに条件を満たした人も請求手続きができます。

『年金生活者支援給付金制度』について、詳細は下記にお問い合わせください

▼給付金ダイヤル ☎0570-05-4092

▼土浦年金事務所お客様相談室 ☎825-1170

町運動普及推進協議会だより

まだまだ暑さが続いています、お元気ですか？
運動をするときは、こまめな水分補給をしましょう！



町運動普及推進協議会事務局（健康づくり課内） ☎888-2940

運動普及推進協議会は、町民のみなさんの健康を維持するための運動の普及活動を行うボランティア団体です。今回は、私たちのこれまでの活動についてお知らせします。

ミニウォーキングを開催しました

3月に南平台霞ヶ浦コース、5月に霞台アップダウンオリジナルコースを歩くミニウォーキングを開催しました。どちらの日程も天気に恵まれ、さわやかな陽気の中で季節の植物や風景を楽しむことができました。

マスク着用でのウォーキングは体調に気を付けながら行わなければいけません、休憩をはさみながら水分補給をしつつ行いました。

運動普及推進協議会主催でこれまでに合計3回のミニウォーキングを開催しましたが、参加された皆さんの中にはウォーキングに慣れている人もおり、歩くペースが事前の想定よりも早く、思っていたよりもコースが短く感じられた普及員もいました。

今年度は10月に霞ヶ浦沿いを歩く『予科練平和記念館コース』、3月に桜を見ながら歩く『さわやかコース』のミニウォーキング開催を予定しています。新しいコースに挑戦してみたい人も、これから始めてみたい人も、興味がある人はぜひ参加してください。お待ちしております。



研修会

令和3年10月に健康運動指導士の先生をお招きして、運動の研修会を実施しました。

コロナ禍によって大人数で運動することが難しくなりましたが、『誰でも行える筋力トレーニング』をテーマに、タオルを使った体操や運動の際の注意点について学ぶことができました。研修を受けて、日頃からの健康づくりに運動が欠かせないことに改めて気づくことができました。

つるかめ教室が再開されてから、さっそく活動に取り入れている推進員もいます。

今年度も研修会が予定されていますが、学んだことを地域で活かせることを楽しみにしています。



9月は健康増進普及月間 (循環器疾患予防月間)です

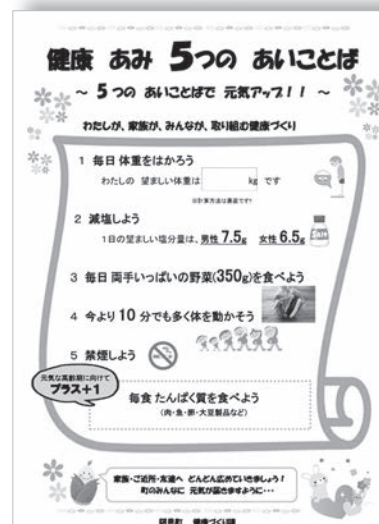
健康づくり課 (総合保健福祉会館『さわやかセンター』内) ☎888-2940

生活習慣を見つめ直してみませんか？

糖尿病、がん、心臓病、脳卒中等の生活習慣病が増加しています。国では、9月を「健康増進普及月間」と定めています。

町では、死亡原因の第1位が**がん**、第2位が**心疾患**、第3位が**老衰**、第4位が**肺炎**、第5位が**脳血管疾患**です。生活習慣病が死亡原因の上位となっています。

「健康あみ5つのあいことば」は、生活習慣病予防のために必要な5項目となっています。どなたでもすぐに意識できることなので、この機会に、ご自身とご家族の生活習慣を見つめ直してみたいかがでしょうか。



今日からスタート！ 禁煙生活

タバコの煙には、吸う人が直接吸い込む「主流煙」と、火のついた先から立ち上る「副流煙」に分かれます。副流煙には、主流煙に比べて有害化学物質が多く含まれています。この副流煙を、自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを「受動喫煙」といい、受動喫煙した人も、がんや呼吸器疾患、生活習慣病などの病気のリスクが高まります。

■禁煙対策

- ▼禁煙する理由をはっきりさせる ▼禁煙開始日を決める
- ▼ライターや灰皿を手放しておく ▼禁煙外来を受診する
- ▼吸いたくなったときの対策を考える (ガムを噛む・体を動かす等)

9月24日～30日は『結核予防週間』です

結核は、結核菌によって主に肺に炎症が起こる病気です。日本でも、いまだに年間1万人以上の方が新たな結核患者となり、約2,000人が亡くなっている現状にあり、日本の重大な感染症です。結核は、最初は風邪に似た症状で始まりますが、次にあてはまる場合は早めに受診しましょう。

- ▼^{たん}痰が絡む咳が2週間以上続いている
- ▼微熱・体のだるさが2週間以上続いている

高齢者の場合は症状が現れないことがあります。年に一度は健診を受けましょう。また、バランスの良い食事・適度な運動・十分な睡眠を心がけ、予防に努めましょう。

子育てを応援します

R04
子育て



みなさん、こんにちは。
まだまだ残暑が続いていますが、少しずつ日の長さも短くなり、秋の気配を感じられるようになってきましたね。
今回の子育てシリーズは『子どもの生活と遊び Q&A』についてご紹介します。

Q. 手洗いを嫌がります。どうすれば手洗いをしてくれるようになりますか？

小さい子どもたちは「手洗いの意味や大切さ」を理解するのが難しいので、興味が向かなかったり、手洗いの時に何か不快なイメージがあったりすると嫌がることもあるでしょう。

子どもは何でも真似しながら物事を覚えていきますので、大人が「泡ブクブクすごいよ！」などと言いながら見せてあげると興味をもち始め「やってみたいな」という気持ちが育ってきます。また、ハンドソープに好きなキャラクターのシールを貼ったりすると、喜んで洗面台に行けるかも知れませんね。そして、嫌がらずにできた時には「上手にできたね」「気持ちよかったね」と笑顔で誉めてあげましょう。無理なく、手洗いが習慣になっていけるといいですね。



Q. 外に出て遊ぶ機会が減っています。何かおもしろい遊びはありますか？

外遊びは運動能力を高めたり五感を育てたりするなどさまざまな効果があり、とても大切です。小さい子どもたちは玄関先に少し出るぐらいでも十分なので、外で過ごす時間をつくってみましょう。

ボール遊びやかくれんぼは年齢を問わず楽しめる遊びです。その他「色鬼」のアレンジで「もの鬼」はいかがでしょう。鬼が言った「もの」を見つけてタッチする遊びです。大人が「すべりだい」などを指示して一緒に走り出せば子どもも夢中で楽しめるでしょう。

写真は、「サーキット遊び」です。一本橋を渡ったり、ケンケンパをしたり、体を上手につかって楽しめます。公園では設置遊具を使って、いろいろな運動遊びに挑戦してみてもいいでしょう。



子どものつぶやき

保育所でのひとコマ



先生 今日は雨だねー

子ども あのね、きょうはかみさまがないてるんだよ

先生 神様が泣いてるの？ どうしちゃったのかな

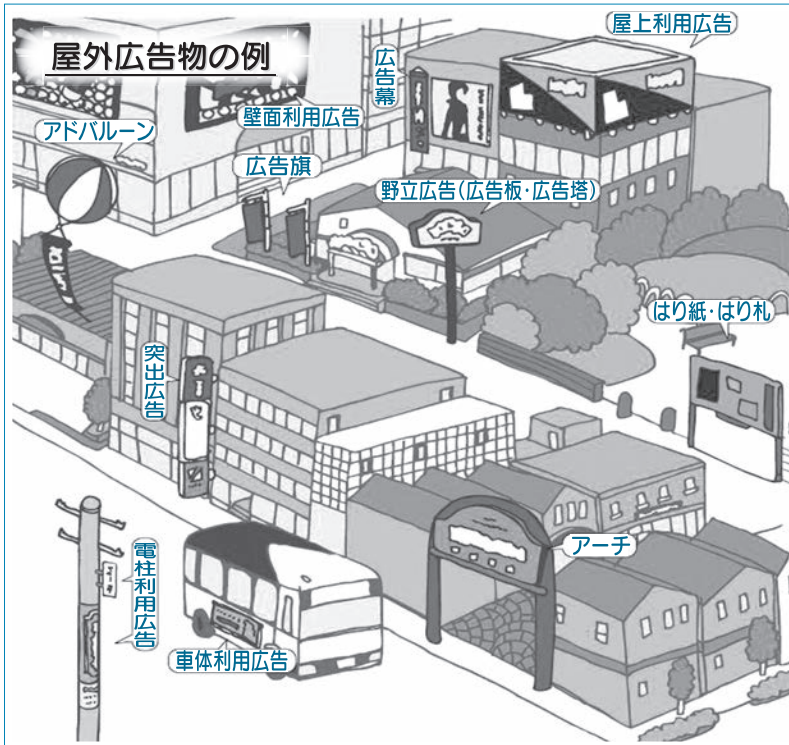
子ども ママにしかられちゃったのかな～

各保育所・保育園についての問い合わせ: 子ども家庭課 ☎888-1111 (119)

屋外広告物の表示には 許可が必要です！

～まちの良好な景観のために～

都市計画課計画係 ☎888-1111 (232)



屋外広告物とは？

「屋外広告物」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示される看板、立看板、はり紙、はり札、広告板などをいいます。

具体的には次のようなものがあります。

- ▼ 屋上利用広告
- ▼ 広告幕
- ▼ 野立広告(広告板・広告塔)
- ▼ 壁面利用広告
- ▼ 広告旗
- ▼ アドバルーン
- ▼ はり紙・はり札
- ▼ アーチ
- ▼ 突出広告
- ▼ 車体利用広告
- ▼ 電柱利用広告

屋外広告物の表示には許可が必要です

屋外広告物の表示には、原則として町長の許可が必要です。また、広告物の表示内容を変更したり、広告物を改造したりする場合にも許可が必要です。

占用の許可(道路法)、道路使用の許可(道路交通法)
 ▼ 農地に表示する場合: 農地転用許可(農地法) — など

● 許可期間

屋外広告物は、種類により許可期間が定められています。

▼ はり札・電柱巻立広告等: 1年以内

▼ 広告板、広告塔、照明広告、電光ニュース・ビジュアルボード、近隣店舗等案内広告等: 3年以内 — など

※屋外広告物の適正な表示の確保や広告物による事故防止のため、これらの広告物の表示には管理者を定めることが必要です(管理者になれる人: 屋外広告業の登録を受けた人・屋外広告士・屋外広告物講習会修了者など)

● 許可手数料

▼ 広告板: 1枚につき3平方メートルごとに750円

▼ 照明広告: 1基につき3平方メートルごとに800円

▼ 近隣店舗等案内広告: 1枚につき2平方メートルごとに800円 — など

● そのほかの手続

- ▼ 屋外広告物の許可申請手続と併せて、他法令に基づく許可などが必要な場合があります。
- ▼ 他人の土地・物件等に表示する場合: 所有者や管理者などの同意
- ▼ 工作物の高さが4mを超える場合: 工作物の確認(建築基準法)
- ▼ 道路に表示する場合: 道路

● 許可申請に必要な書類

- ▼ 許可申請書
- ▼ 広告物の仕様書・設計図
- ▼ 設置場所付近の見取図・カラー写真
- ▼ 管理者の資格証明書等
- ▼ 許可手数料
- ※屋外広告物を表示しようとする日の30日前までに許可申請が必要です

■屋外広告物の更新手続

屋外広告物は、種類ごとに許可期間が定められています。許可期間の満了後も引き続き表示するためには、許可期間の2週間前までに更新手続きが必要です。

●更新許可申請に必要な書類

- ▼更新許可申請書
- ▼広告物自己点検書
- ▼広告物等のカラー写真(3か月以内に撮影したもの)
- ▼許可手数料

■屋外広告物に対する規制

県屋外広告物条例では、**1**良好な景観の形成**2**風致の維持**3**公衆に対する危害の防止—これらの目的から、屋外広告物に対して規制を行っています。

●禁止物件

次に掲げる物件には、原則として屋外広告物を表示することができません

- ▼電柱・街灯柱(はり紙・はり札・立看板などの表示を禁止)
- ▼街路樹
- ▼信号機
- ▼道路標識
- ▼ガードレール
- ▼歩道橋
- ▼道路の分離帯
- ▼カーブミラー

▼パーキングメーター

▼郵便ポスト

▼よう壁

▼道路の路面

—など

●禁止地域

美しい自然景観や良好な街並み・特に良好な景観の形成や風致の維持が必要な地域・屋外広告物を表示することが好ましくない場所などを禁止地域に定めています。

- ▼第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域
- ▼道路・鉄道などから展望できる地域で、敷地境界から一定の区域**1**首都圏中央連

絡自動車道:500m以内

2東日本旅客鉄道:100m以内、国道125号:50m以内、県道:5m以内

(ただし、第一種住居地域・準住居地域・近隣商業地域・商業地域・準工業地域は禁止地域から除外、電柱利用

広告には許可を受けて表示可)**3**信号機または道路標識から半径10m以内の区域

—など

●適用除外

私たちの社会生活を営むうえで最小限必要な広告物など

については、規制のうち一定の事項を適用しないとする、『適用除外』を定めています。

▼自家広告物:自己の氏名・店名・事業内容などを、自己の住所・事業所・営業所などに表示する広告物で、広告物の合計面積が、禁止地域の場合5㎡以下、許可地域の場合10㎡以下のものは許可が不要

▼近隣店舗等案内広告:店舗等が主要な道路に面していない等、案内広告の設置がやむを得ないと認められる広告物で、店舗から半径10km以内の範囲、かつ、信号および道路標識から5m以上離す等の基準を満たすものは、禁止地域でも許可を受けて表示が可能

—など

■違反に対する措置・罰則

条例または規則に違反する屋外広告物(違反広告物)を表示すると、勧告公表・是正命令などの措置を受けます。

●簡易除却

違反広告物のうち簡易なもの(はり紙・はり札・立看板・広告旗)は、町が直接除却を行うことができます。

●罰則

▼登録を受けずに屋外広告業を営んだときなど:懲役刑(最高2年)または罰金刑(最高100万円)

▼禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき、違反に対する措置命令に従わなかったときなど:罰金刑(最高100万円)

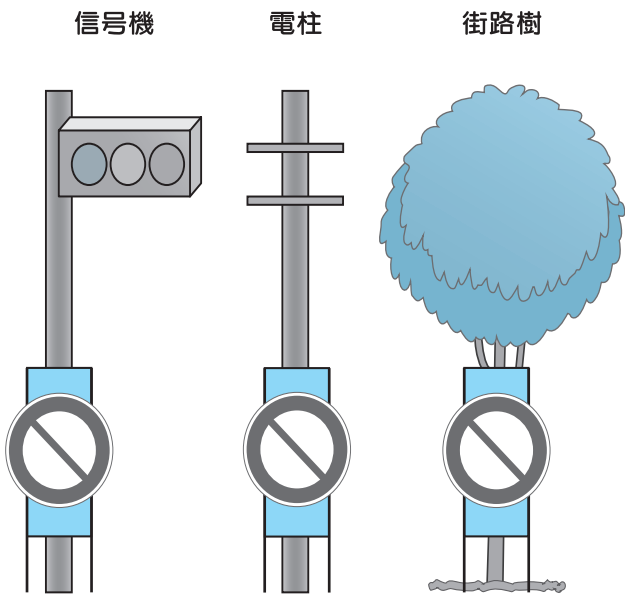
■屋外広告業の適正な表示のために

■広告主・土地所有者などの責務

屋外広告物の広告主・土地の所有者には、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。

▼禁止物件の例

これらの物件に、はり紙や立看板などの屋外広告物を表示することは禁止されています。



令和3年10月1日から、許可の更新の際に有資格者による点検と報告書の提出が必要となりました。

▼パンフレット

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/toshikei/kikaku/kokoku/documents/kanbantenken.pdf>

「公園・緑地の里親」募集

都市整備課施設管理係 ☎888-1111 (247・716)

公園緑地里親制度とは

身近な公園・緑地について、地域のニーズにあった愛着もてるコミュニケーションの場としていくため、町民の皆さんや企業などが『里親』となり、公園・緑地を『養子』に見立ててわが子を育てるように清掃・除草などの活動に取り組んでいただく制度です。

町は、参加団体への美化活動に対する支援として、補助金の交付、保険の加入、看板の設置を行います。



募集内容

- ▼活動場所:町が管理する面積 100 m²以上の公園・緑地が対象
- ▼活動内容:清掃、除草、公園施設の破損等の情報提供、その他公園・緑地の美化活動等に関すること
- ▼応募条件:5人以上で構成された地域住民団体または企業団体であり、年4回以上の活動を実施(原則、同一の公園において複数の里親が活動することはできません)
- ▼補助金:活動する公園・緑地の面積×1 m²当たり40円を補助金として交付します(下限額50,000円、上限額200,000円)

申し込みについて

役場2階都市整備課へお問い合わせ願います。申し込みは随時受け付けています。

町では、町民の皆さんや企業との協働により、公園・緑地の美化活動を推進する『公園緑地里親制度』の参加団体を募集しています。



問い合わせ先

阿見町役場 都市整備課 施設管理係

- ▼電話:888-1111(247・716)
- ▼FAX:887-9560
- ▼E-mail:toshiseibika@town.ami.lg.jp

検索 ⇒ 『公園・緑地の里親』
募集



「道路の里親」募集

道路課道路管理係 ☎888-1111 (245)

1. 道路里親とは？

町道の親代わりとして、清掃・除草等をしていただける人たちのことを言います。

2. 活動内容

- ・町道の清掃や除草等の美化活動
- ・町道の設備等の点検および危険箇所等の情報提供

3. 活動要件

- ・5人以上の団体
- ・年に4回以上の活動



補助金制度が変わりました

以前は500メートル以上の活動に補助金が交付されていましたが、改正後は100メートル以上の活動から補助金が交付されるようになりました。これまでより気軽に里親になることができます。

●主な補助金の使い道

▼消耗品 ▼飲み物 ▼お揃いのキャップやウィンドブレーカー ▼花の苗 等

100メートル以上 300メートル未満	・・・	上限1万円/年
300メートル以上 500メートル未満	・・・	上限2万円/年
500メートル以上 1キロメートル未満	・・・	上限3万円/年
1キロメートル以上	・・・	上限5万円/年

『道路里親』に町はこんな応援をしています

- ★補助金の交付
- ★里親のボランティア保険等の加入
- ★里親の名称を記載した表示板の作成および設置
- ★ゴミや草等の回収

ご応募お待ちしております。



問い合わせ先

阿見町役場 道路課 道路管理係
▼電話:888-1111(245)
▼FAX:887-9560
▼E-mail:doroka@town.ami.lg.jp

検索 ⇒ 『道路の里親』募集

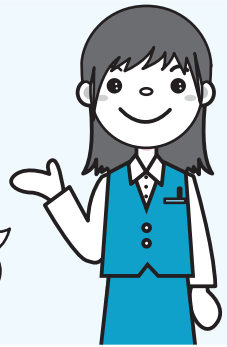


消費者コーナー

『くらしの注意報！ ~安全で快適なくらしのために~』

令和4年度・第2回

消費者問題のご相談は、お気軽にご相談ください！



9月は『高齢者向け悪質商法・ニセ電話詐欺被害防止キャンペーン月間』です

高齢者の大きな不安と言われる健康やお金、孤独。悪質業者はこれらの不安をあおり、親切に接して信用させ、年金や貯蓄などの貴重な財産を狙っています。高齢者のご家族やお世話をする皆さん、地域の人たちの支え合いにより高齢者の消費者トラブルを防ぎましょう。

インターネット等を利用するアクティブシニアのトラブルが増加中！

●使っていないサブスクの解約忘れに注意しましょう

サブスクリプション（サブスク）とは定額制サービスのことです。映像配信、音楽などの他、質問サイト、洋服のレンタルなどさまざまな分野に広がっています。

無料期間が過ぎて有料になっていることに気づかず、利用していないのに毎月料金を引き落とされていたというトラブルがみられます。

〈アドバイス〉

- ▼申し込む前に利用規約や解約方法、有料サービスへの移行日をよく確認する
- ▼パスワードなど自分の登録情報の管理を徹底する
- ▼毎月のクレジットカード等の明細の確認も忘れずに！



●格安をうたうサイトの被害が増えています

通常よりかなり安い価格で販売するサイトを利用したところ「注文した商品とは違うものが届いた」といったトラブルが増えています。

〈アドバイス〉サイトを見るときチェックポイント

- ▼日本語の字体、文章表現がおかしい
- ▼事業者の会社名、住所の記載がない
- ▼利用規約におかしな記載、不当な記載がある

詐欺、模倣品サイトを完全に見分けることは困難です。

少しでも不安を感じた場合は、購入をやめましょう！

●「困ったとき」は消費生活センターに相談してください

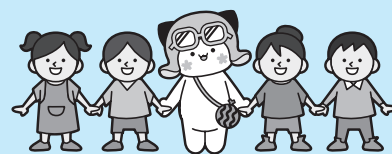
問い合わせ

- ▼町消費生活センター：☎888-1871、月～金曜日の午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く）※土・日・祝日は消費者ホットライン☎188へ詳しくは右記二次元コードから、町ホームページをご覧ください。



『き』っと『み』んなの『は』っぴー『ら』んど！

君原小学校は 町内どこからでも通学できる 『小規模特認校』です！



学校教育課（中央公民館内） ☎888-0220

君原小学校は全校児童 55 人の小さな学校です。令和 2 年 4 月から、町で唯一、町内のどこからでも通学できる「小規模特認校」になりました。地域の特色を活かした教育と、きめ細かな指導を行います。

①地域の特色を活かした体験活動

- 周りの豊かな自然を生かした沢山の体験活動を行います。さまざまな作物づくりや収穫体験、ポニーの乗馬体験など地域の人々にご協力いただきながら自然や動物に触れあう活動を行います
- 県立医療大学の協力による科学体験授業「アイラボキッズ」を行います
※令和 3 年度は「昆虫観察」「心肺蘇生法」「放射線測定」を行いました
- 上級生を中心に伝統芸能の後継者として、君島地区に伝わる町指定民俗文化財「ひよっこ」踊り体験や、和楽器の演奏体験を行います



②時代の変化に応じた特色ある教育

- 少人数教育の良さを活かした、きめ細かな指導を行います
- 専科教員・チームティーチングによる充実した理数科教育を行います
- 75 型大型デジタル黒板やタブレット端末を用いた ICT 教育を充実させ、学びの個別最適化、個性化を図ります。柔軟な授業編成が可能なことから、オンライン授業にも積極的に取り入れます
- 君原小専属の ALT (Assistant Language Teacher) を配置して、低学年から外国語活動を行います。外国語以外の教科の授業にも ALT が加わり、日常的に外国語に触れることで語学力とコミュニケーション能力を高めます



町小規模特認校制度・手続きに関する問い合わせ

町教育委員会 学校教育課小規模特認校担当（中央公民館内） ☎ 888-0220

阿見町の文化財・文学紹介

9月号

生涯学習課 (中央公民館内) ☎888-2526

文学紹介「下村千秋の文学に触れて」飢餓地帯を歩く②

岩手県下では六つの郡、約三千町歩が飢餓地帯と化していた。十二月二十九日、歩けなくなったら百姓家に泊めてもらう覚悟で、百姓青年に案内を頼み、巻きゲートルで出発する。道々の会話である。

『……米を売るしかないですが、その米が三分作以下ですから……外米も買えないとなれば、その時はどうなることか。いくら百姓が馬鹿でも、いよいよ何も食えなくなったら、黙って死にやしまい、と俺達若者は言ってるです』救済金や米が来たとしても『……根っから救われる訳じゃないから、先のことは……みんな真つ暗な気持ちです』

千秋が知りたいと思っていた一つの疑問を、案内の青年の言葉で窺い得たのだ。

▼「下村千秋の世界」平成24年刊行所収筆者・青山欣也

お知らせ「文化財調査研究会」活動報告

▼建造物研究班「阿見地区のレンガ造倉庫」

茨城大学農学部南、東京医科大学茨城医療センターの駐車場に入る細い路地沿いに、ひっそりと佇む倉庫があります。倉庫は盛土に覆われていますが、入口の様子からレンガ造りであることがわかります。この場所は、霞ヶ浦海軍航空隊基地の敷地内に当たり、基地にはレンガ造りの建物が複数確認されています。本倉庫もその一つではないかといわれるものです。戦後、盛土の上に慰霊碑が建てられ、遺族会により大切に守られてきました。

建造物研究班は町内に存在する建物の調査を行っています。町を歩いてふと気になった建物にも、知られざる由来が隠されているものです。興味のある人の入会をお待ちしています。

☎生涯学習課文化財係(中央公民館内)

888812526



団体紹介「日本舞踊サークル『花あわせ』」

日本舞踊サークル「花あわせ」は、舞踊を通じた活動を行っています。日ごろの練習の成果を文化協会主催の発表会等にて披露しています。

舞踊は足腰の筋肉を鍛え、美しい姿勢や動きを養うことができます。また、音曲に合わせて踊ることは楽しく、心の癒しにも繋がるように思います。興味のある人はぜひご参加ください。

※入会ご希望の人は、文化協会会員、または文化協会事務局(生涯学習課☎888812526)にご連絡ください。皆さんのご参加を心よりお待ちしております。



文化財紹介「東関東の盆綱」(国選択無形民俗文化財)

ある程度の年齢で、阿見町生まれ阿見町育ちの、特に男性の人には、幼いころの思い出として残っているかも知れません。盆綱は利根川流域一帯に伝わる盆行事で、子どもたちがわらで編んだ綱を引いて、先祖の霊を送り迎えするというものです。わらの編み方、綱を引く際の掛け声、役目を終えた綱の処分仕方などに地域性が見られます。水神信仰的な性格を感じさせますが、由来は定かではありません。

少子化等により継続が難しくなっている地域が増えてきていますが、町内では、島津地区・飯倉地区などで実施されています。平成27年、国の文化審議会により、「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」に選択されました。

☎生涯学習課文化財係(中央公民館内)

888812526



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <https://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

予科練平和記念館の展示室紹介④『第3展示室』

『広報あみ』8月号通常版では、当館の第2展示室について紹介しました。今回は「第3展示室」を紹介します。

▼第3展示室：「心情」

第3展示室は、予科練習生の心情や記憶をイメージして作成した展示室です。この展示室では予科練習生が家族に書いた手紙などが展示されています。



厳しく忙しい日々を過ごしていた予科練習生たち。そんな彼らもまだ少年です。頻りに家族に向けて手紙を出していました。しかし、予科練習生だった彼らは軍関係者であるため、手紙に書けることと書けないことがありました。例えば、軍の機密に関わるようなことや弱音は書けませんでした。もしそのような内容を手紙に書いてしまうと、検閲により消されていました。そのため、検閲印がついている予科練習生が書いていた手紙には、弱音等はほとんどなく前向きな言葉ばかりが書かれていました。

それでは、予科練習生が書いた手紙の一部を紹介します。書いたのは甲種第5期予科練習生だった福山資(ふくやまたすく)さんです。

「(前略) 今日四日入隊式があり、いよいよ軍人として四等航空兵を命ぜられました。今迄淋しい淋しいと言って、お母あさんに心配させましたがもう少しも淋しくありません。唯、お母あさんと静穂が淋しい思ひをするでせうが心棒して下さい。(後略)」(原文ママ)



この手紙は、昭和14年10月4日に福山さんの母よし子さん宛に出されたものです。この手紙のように、予科練習生たちはその日の出来事や自身の思いなどを手紙につづり、家族とやりとりをしていました。

予科練での厳しい訓練の日々を駆け抜け、卒業した予科練習生たちはどのような進路を進んだのか。次回は第4展示室を紹介します。

学芸員のつぶやき

手紙やはがきは当時を知ることができる貴重な情報源です。皆さんも当館で展示されている手紙を読んでも新たな発見があるかもしれません。

最新の情報は予科練平和記念館ホームページや公式 Twitter、Facebook 等でお知らせします。

▼ホームページ：<https://www.yokaren-heiwa.jp>

▼公式 Twitter：twitter.com/yokarenpmm

▼公式 Facebook：facebook.com/profile.php?id=100052365353925

『第72回社会を明るくする運動』
メッセージ伝達式実施

7月12日、『第72回社会を明るくする運動』
内閣総理大臣メッセージ伝達式がありました。

この運動は、法務省の主唱により、すべての
国民が犯行や非行の防止と罪を犯した人たちの
更生について理解を深め、それぞれの立場で力を
合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築く全国的
な運動です。

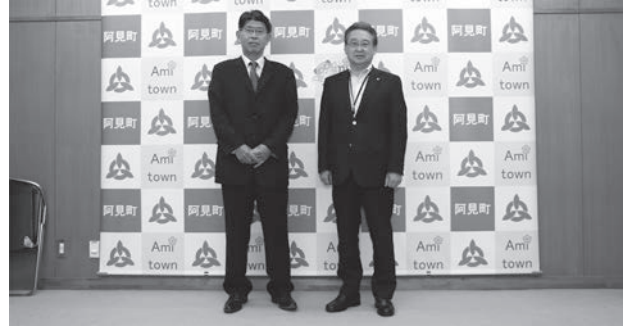


農業経営士に認定
中島悟さん表敬訪問

7月7日、農業経営士の中島悟さんが町長を表敬
訪問されました。

荒川本郷において、農業生産に取り組む中島さん
は、7月6日に茨城県知事より農業経営士として
認定を受け、その報告のため来庁されました。

農業経営士として認定された中島さんには、地域
農業のリーダーとして、「儲かる農業」を実現し、
本県農業を牽引する重要な役割が期待されています。



インフォメーション

お知らせ
町シルバー人材センター
入会説明会開催

▼期日 9月6日(火)
▼時間 午前9時30分から1時
間程度(5分前までに集
合・要事前予約)

▼場所 町シルバー人材センタ
ー(総合保健福祉会館別館)
▼対象 同センターの趣旨に賛
同し、健康で働く意欲のある
町内在住の60歳以上の人(入
会承認制) ※特に女性で施
設清掃、網戸・障子貼り、草
刈り、草取り、植木の手入れ
を希望される人歓迎

▼図(公社)町シルバー人材セン
ター ☎8888-2036

お知らせ
救急車の適正利用を
願います

稲敷広域消防本部管内の救急
出動件数は年々増加傾向にあり、
約半数が医師により軽症と診断
されています。また、救急出場
の増加および新型コロナウイルス
感染症に伴う感染防止対策に
より、現場到着までの時間が遅
れてきている現状があります。
救急車は大切な命を守るた
め、24時間いつでも出動できる

よう準備していますが、同時に
出場できる台数や隊員は限られ
ています。救急車を本当に必要
としている住民に対して迅速・
的確に出動できるように「救急車
の適正利用」にご理解・ご協力
をお願いします。

☎029716413846
http://www.inashiki-
kouiki.jp

お知らせ
育児等生活資金貸付制度
のご案内

県では、育児休業・介護休業
中の勤労者の生活の安定を図る
ため、休業中の生活資金を低利
で融資しています。

▼対象 県内在住の勤労者で、
現在の勤務先に1年以上勤務
し、前年税込年収150万円
以上で次のいずれかに当ては
まる人

▼育児(介護)休業を取得し
休業終了後復職することが確
かな人 ▼子の看護休暇または
介護休暇を取得する人 ▼育児
または介護のための所定労働
時間の短縮措置を利用する人
▼金利 年1.5%(別途保証料率・
年0.7%)

▼融資額 100万円まで(休
業1月あたり限度額10万円)

▼お問い合わせの中央労働金庫(県
内) ▼県労働政策課 ☎029
130113635

〈広告欄〉

未来はみんなのために
共生型障害者グループホーム & 訪問看護ステーション
ThornCastle
トールンキャッスル
一般社団法人 配慮者支援協会
阿見町中郷 2丁目23-9 mail: hairyo8140@gmail.com
TEL: 029-879-8140
お気軽にご相談ください。

住まいに関わる事ならお任せ下さい
ユニットバス ◀価格上昇前のラストチャンス!
浴室全面 白アリ防蟻 基礎・壁・天井
薬剤散布 断熱 無料!!
ご成約 特典 無料!!
TOTOサザナ (税込327,800円+別途工事費)
株式会社 **ネロ・デザイン** お見積り無料です!!
稲敷郡阿見町中央4-8-19-102 **ネロ・デザイン**
☎029-888-6119



インフォメーション

募集 『世界の文化紹介』 シリアを知ろう』開催

▼期日 9月24日(土)
▼時間 午前10時～正午
▼場所 本郷ふれあいセンター 多目的ホール ※ZOOMによるオンライン参加も可

▼内容 シリアと聞いて思い浮かぶイメージはどんなものでしょうか。今年度の「世界の文化紹介」では、シリア出身の留学生を迎え、シリアについてご紹介いただきます

▼講師 ムハンマド・ナジブ
・アルヘブラウイ氏(茨城大学大学院理工学研究科博士後期課程)

▼定員 ①会場:40人 ②オンライン:90人 ※定員で締切

▼参加料 ①町国際交流協会会員:無料、非会員:200円
②無料

▼申込方法 ①9月20日(火)までに参加希望者本人が左記に電話で申し込む ②左記アドレス (<https://forms.gle/adwckQBRYtho1aay8>) から二次元コードから申し込む

▼町国際交流協会事務局
☎888-1111(292)

※祝日を除く月、
金曜日:午前9時
～午後4時



代外 『個別的労使紛争のあっせんに係る無料労働相談』開催

解雇、パワハラなど労働関係のトラブルについて、県労働委員会の委員が相談に応じます。秘密は厳守します。

▼期日 ①10月5日(水) ②14日(金) ③20日(木)
▼時間 ①・②午後2時～5時 ③午後5時～7時

▼場所 県庁労働委員会事務局(水戸市笠原町)
▼料金 無料

▼その他 相談日前日までにご予約ください。なお、電話相談も行います

▼県庁労働委員会事務局 ☎029-301-5563

募集 『行政書士無料相談会』開催

毎月1回、日曜日に行政書士による無料相談会を実施しています。

おひとりでも悩まず、どなたでもお気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

▼期日 9月11日(日)
▼時間 午後1時30分～4時30分 ※ご相談は1組30分程度

▼場所 かすみ公民館1階会議室

相談内容

相談、遺言、帰化、外国人の在留資格、農地転用、許認可関係、法人設立、権利義務や事実証明に関する相談、事業の手続きや、暮らしの手続き等

▼申込方法 平日の午前9時～正午に左記に電話で申し込む
▼町国際交流協会担当:池田 ☎090-172-166219

お知らせ 『くらしの困りごと』なんでも相談ください

日常生活におけるちょっとした悩みや困りごと、誰に相談したらよいかわからないことありませんか?

そんな時は、ライフサポートセンターいばらきにお電話ください。専任相談員がアドバイスします。また、適切な専門家・専門機関をご紹介します。秘密は厳守します。

▼ライフサポートセンターいばらき(一般社団法人茨城県労働者福祉協議会) ☎0120-786-1184 ※日・祝日を除く月・土曜日:午前10時～午後5時30分

お知らせ 茨城労働局から事業者の皆様へ

現在、新型コロナウイルス感染症対策として実施している、新しい働き方・休み方をこれからも続けていくためには、

計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇制度の導入が効果的です。

詳しくは、左記にお問い合わせください。

▼茨城労働局雇用環境・均等室 ☎029-127-78295

募集 令和4年度町職員採用試験(令和5年4月1日採用実施)

事務職(一般)・事務職(IT資格者)・事務職(土木)・事務職(学芸員)・保育士・保健師・社会福祉士・精神保健福祉士・栄養士・事務職(障害者)を募集します。

詳細は左記ホームページをご覧ください。

▼申込期限 9月14日(水)正午まで
▼人事課 ☎888-1111(211) <https://www.town.ami.lg.jp/category/2-3-7-1-0-0-0-0.html>

おわび:広報あみ8月号お知らせ版(8月5日発行)4ページに掲載した、同記事の二次元コードに一部の端末で読み取れない事象が発生しました。お詫びして訂正します。

<p>安心して暮らせる住まいづくり</p> <p>住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>【注文住宅】 長期優良住宅 高耐震住宅</p> <p>～自分らしい生活～ 介護住宅改修 ○介護保険を上手に使う ○手調べ付、バリアフリー ●新築住宅に関する事は</p> <p>～健康・快適住宅～ 抗酸化工法の家 ○空気のキレイな空間 ○防カビ・ダニのない家</p> <p>美都住建 検索</p> <p>建築業知事免許(般-04)第22375号 (株)美都住建 【本社】阿見町実穀 1283-10 TEL.029-842-7196 【陶板浴和】阿見町中央 1-5-32</p>	<p>リフォーム・不動産の事なら</p> <p>住まいのことなら LIXILリフォームショップ</p> <p>茨城県知事免許(6)第5548号 有限会社 美都ツ和ワ</p> <p><住まいの相談室> トイレ・キッチン・浴室 塗装・屋根・外構工事など</p> <p><不動産のご相談> 土地・建物・売買・仲介・管理</p> <p>【本店】牛久市南4丁目 45-45 TEL.029-874-2118</p> <p>【阿見店】阿見町中央 1-5-32 TEL.029-891-2200</p>
--	--



インフォメーション

募集「噛むかむレシピコンテスト」参加者募集

県歯科医師会では、噛む大切さを啓発するため、おいしくて噛む回数が増えるレシピを募集します。

▼内容 テーマ食材の「茨城県産の干しいも」を使い、他の食材もできるだけ県内の食材を取り入れる ※1人につき1作品応募可

▼入賞 噛むかむレシピ賞12人 ※入賞者には、賞状、商品券（高校生以下は図書カード）等を贈呈

▼申込資格 県内に在住または在勤・在学している人

▼申込期間 10月1日(土)～令和5年1月14日(土)必着

▼申込方法 県歯科医師会ホームページから応募用紙をダウンロードし、郵送またはメールで左記に申し込む ※詳細は左記ホームページをご覧ください
〒310-0911 水戸市見和2-292-1 県歯科医師会
☎029-252-2561
E office@ibasikai.or.jp
http://www.ibasikai.or.jp/

募集 県立筑西産業技術専門学院O.A.実務科 令和4年度入学選考

▼訓練期間 10月3日(月)～12月27日(火) ※3か月

▼授業料 無料 ※テキスト代等は別途実費負担

▼訓練内容 パソコンの基本操作とタイピング、文章作成・表計算・プレゼンテーションソフトの基本操作、インターネット検索とメールの送受信等

▼訓練施設 サポートセンター ゆうき(結城市結城)

▼選考会場 筑西産業技術専門学院(筑西市玉戸)

▼募集人数 5人

▼申込期日 9月13日(火)まで

▼入学選考日 9月22日(木)

▼応募条件 身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳等を所持している人

▼応募方法 入学願書を最寄りのハローワークに提出する ※入学願書等の詳細はハローワークへお問い合わせください

▼訓練内容 パソコン周辺機器の取り扱いや文書作成、表計算、プレゼンテーション、電子メールによる情報通信等

▼訓練施設 (株)ひたちなかテクノセンター(ひたちなか市新光町)

▼選考会場 水戸産業技術専門学院人材開発センター(水戸市下大野町)

▼募集人数 10人

▼申込期日 9月7日(水)まで

▼入学選考日 9月12日(月)

▼応募条件 身体障害者、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの手帳等を所持している人

▼申込方法 入学願書を最寄りのハローワークに提出する ※入学願書等の詳細はハローワークへお問い合わせください

▼訓練内容 パソコン周辺機器の取り扱いや文書作成、表計算、プレゼンテーション、電子メールによる情報通信等

▼訓練施設 (株)ひたちなかテクノセンター(ひたちなか市新光町)

▼選考会場 水戸産業技術専門学院人材開発センター(水戸市下大野町)

▼募集人数 10人

▼申込期日 9月7日(水)まで

募集「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」参加者募集

この事業は、厚生労働省から補助を受け実施しており、先の大戦で父等を亡くした戦没者の遺児を対象に、父等の戦没した旧戦域を訪れ慰霊追悼を行い、同地域の住民と友好親善を図ることを目的としています。

▼実施地域 広域地域：▼西部ニューギ

お知らせ おわびと訂正

広報あみ8月号通常版(7月22日発行)に掲載した、21ページの『安全・安心な生活のため 防犯対策を!!』内の「ニセ電話詐欺の認知状況・令和3年5月末茨城県内被害額合計」に誤りがありました。

お詫びして訂正します。
※単位は(千円)
▼誤：「114, 118」
▼正：「255, 373」
生活環境課 ☎888-1111 (2566)

〈広告欄〉

屋根・外壁・室内塗装
見積り無料

(有) 金久保塗装工業

〒300-0331茨城県稲敷郡阿見町阿見4630-12
TEL 029-887-4305 FAX 029-887-7714

HP: <https://www.kanakubo-p.jp>
E-mail penkiya-kanakubo1@jcom.home.ne.jp

家族だけの小さいお葬式

とにかく簡単に	火葬だけ行う	通夜をしない
直葬 9.9 (税込) 万円	火葬式 16.5 (税込) 万円	1日葬 29.7 (税込) 万円

資料請求でさらに1万円引き

小さな家族葬 専門葬儀社 **シンプルセレモニー** ホームページ

365日 24時間すぐ対応 ☎029-846-3130
相談センター：茨城県稲敷郡阿見町中郷3-1-8



インフォメーション

代外「あみ大好き就職・転職フェア2022」開催

あみ大好き就職・転職フェア2022（説明会・面接会）を左記のとおり開催します。若者や女性、シニア、UIJターンによる町外からの参加等、町内企業への就職を希望される人でしたらどなたでもご参加いただけますので、積極的にご参加ください。

▼期日 10月11日（火）

▼時間 午後1時20分～4時
（受付：1時～3時）

▼場所 町民体育館

▼対象 ▼令和5年3月大
学・短大・専修学校等卒業予定者および第二新卒者（おおむね3年以内の既卒者） ※履歴書・事前申込不要 ▼令和5年3月高校卒業予定者および保護者・高等学校関係者 ※事前に学校の進路指導担当教諭に参加希望を伝えてください ▼一般求職者 ※履歴書・事前申込不要

▼参加費 無料

▼参加企業 町内に本社または事業所がある企業・自衛隊等21社を予定

▼その他 詳細は左記ホームページをご覧ください

▼ 商工観光課 ☎ 888-1111 (712)

▶ <https://www.town.ami.lg.jp/0000010416.html>

宝くじの助成金でコミュニティ活動備品を整備しました

阿見台自治会では、（一財）自治総合センターが実施する「令和4年度コミュニティ助成事業」を活用して、地域のコミュニティ活動に必要な備品を整備しました。

この助成制度は、宝くじの社会貢献広報活動として、宝くじの受託事業収入を財源として地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を支援するものです。コミュニティ活動の環境が充実することで、今後活動が一層活発化することが期待されます。



▼購入した備品

- ▼草刈機 1台 ▼発電機 2台 ▼LEDバルーンライト 2台 ▼電工ドラム 4台 ▼草刈機用物置 1台 ▼エアコン 1台 ▼空気清浄機 2台 ▼パソコン 1台 ▼プリンター 1台 ▼無線Wi-Fiルーター 1台 ▼パソコン用ロッカー 1台

▼町民活動課 ☎ 888-1111 (272)



▲草刈機



▲発電機

〈広告欄〉



阿見町で働こう。正社員募集中 株式会社ツムラ

株式会社ツムラ茨城工場 総務課採用担当 所在地：阿見町吉原3586 電話番号：029-889-2122



宝くじ いつでも、どこでも。

公式サイト 宝くじをもっと手軽に、もっと便利に！

＼ 24時間いつでもネット購入 /

宝くじ LOTO 7-OSAKA NUMBERS QuickOne

いつでも買える。秒で結果でる。



会員登録はこちら

お問い合わせ先 | 宝くじコールセンター TEL 0570-01-1192 (ナビダイヤル 有料) TEL 011-330-0777 (有料)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
* 全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
役場 阿見小学校 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
阿見 郵便局 TEL 029-804-0382
中学校 コンビニ E-mail: ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
JA (平日 午前9:00～午後6:00)

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

- ・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
- ・面談は、事前のご予約が必要です。

定例相談

行政相談

日時 9月1日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎888-1111

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談で予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎823-1123

広報あみ配布施設

▼公共施設

▽役場1階正面玄関・ロビー▽役場2階秘書広聴課
▽うずら出張所▽総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▽中央・かすみ・君原公民館▽本郷・舟島ふれあいセンター▽
吉原交流センター▽予科練平和記念館▽町民活動センター

▼その他の施設

▽町内の郵便局▽町内常陽銀行各支店▽筑波銀行各支店
▽水戸信用金庫阿見支店▽茨城県信用組合阿見支店
▽カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店▽スーパー
タイヨー阿見店▽ランドロームフードマーケット阿見店

役場開庁時間

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始を除く)
※休日開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

公共機関電話番号

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
地域子育て支援センター ☎891-2772	吉原交流センター ☎889-0277
霞クリーンセンター ☎889-0091	図書館 ☎887-6331
上下水道課 ☎889-5151	予科練平和記念館 ☎891-3344
町民活動センター ☎888-2051	総合運動公園 ☎889-2788
町男女共同参画センター ☎896-3181	教育相談センター ☎888-1225
福祉センターまほろば ☎887-3969	阿見消防署 ☎887-0119
消費生活センター ☎888-1871	火災情報案内 ☎0297-64-0119
学校教育課 ☎888-0220	町民ダイヤル ☎887-6600
中央公民館 ☎888-2526	牛久警察署 ☎871-0110
君原公民館 ☎889-1363	牛久警察署 阿見地区交番 ☎888-0110
かすみ公民館 ☎888-8111	

9月・10月の納税

9月

国民健康保険税(3期)
後期高齢者医療保険料(3期)
介護保険料(3期)

納期限 9月30日(金)

10月

町・県民税(3期)
国民健康保険税(4期)
後期高齢者医療保険料(4期)
介護保険料(4期)

納期限 10月31日(月)

救急車出動状況:7月

阿見消防署管内調べ 出場件数 219件(1388)	急病 150件(946) 交通事故 19件(87) 一般負傷 26件(166) その他 24件(189) 合計 219件(1388)
※救急車の適正な利用を お願いします	